



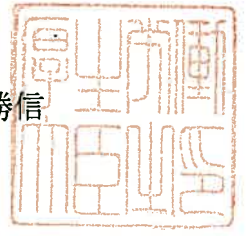
厚生労働省発雇均 0306 第 3 号

令和 2 年 3 月 6 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「家内労働法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

家内労働法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 家内労働法第二十七条の帳簿の保存期間の延長

家内労働法第二十七条の帳簿の保存期間について、五年間に延長すること。

第二 経過措置

この省令の施行の日前に委託に関する契約を締結した場合における当該契約に係る家内労働法第二十七条の帳簿の保存期間については、この省令による改正後の家内労働法施行規則第二十四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によること。

第三 施行期日

この省令は、令和二年四月一日から施行すること。